

○岡山理科大学紀要投稿要項

(投稿資格者)

第1条 岡山理科大学紀要へ投稿可能な者は、岡山理科大学（以下「本大学」という。）の常勤の教員又は職員として在籍中又は在籍したことのある者とする。

(投稿制限)

第2条 第1執筆者となる論文の投稿は、原則として1原稿のみとする。

(投稿内容)

第3条 投稿内容は、他誌に未掲載の学術論文（以下「原論文」という。）とする。

(発刊)

第4条 紀要の発刊は、原則として年1回とし、A自然科学、B人文・社会科学の2分冊とする。

(投稿申込)

第5条 原論文を投稿しようとする者は、別に定める紀要原稿作成要領に基づいて作成された原稿の電子ファイル（WordまたはPDFファイル）に、掲載を希望するA・B分冊のどちらかを指定した申込用紙（様式1）を添付し、10月末日までに紀要委員会事務局に提出するものとする。ただし、以下の各号の申込用紙に記載のある添付書類も合わせて提出するものとする。なお、委員長は、投稿された論文の修正を要請することがある。

- (1) 「岡山理科大学紀要投稿原稿電子化公開許諾書」（様式2）
- (2) 「岡山理科大学紀要投稿原稿著作権譲渡同意書」（様式3）
- (3) 「岡山理科大学紀要投稿原稿における不正行為の防止及び対応に関する保証書」（様式4）

2 前項の提出日が土曜日又は日曜日の場合は、直後の月曜日を提出日とする。

3 投稿論文が人を対象とする研究・動物実験・組換えDNA実験に関する内容の場合には、大学の承認を受けたことを示す下表の書類の写しも、添付するものとする。他機関の研究が含まれている場合には、該当機関の下表の書類に該当する書類の写しを添付するものとする。

研究・実験の種類	承認を受けたことを示す書類
人を対象とする研究	倫理審査結果通知書
動物実験	動物実験計画書
組換えDNA実験	組換えDNA実験承認書

(論文の受理)

第6条 紀要委員会の指示に従い、完成原稿を11月末日までに紀要委員会事務局に提出するものとする。紀要委員会は、投稿された論文についての採否を決定し、その日をもって受理日とする。

(原稿の作成)

第7条 原稿の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 原稿は、岡山理科大学紀要原稿作成要領に基づき作成されたものを提出する。
- (2) 提出論文は、原則として英語、独語、仏語などの主要外国語のいずれかによる表題、著者名及び150語前後の摘要をつける。ただし、外国語で書かれたものは、その必要はない。
- (3) 掲載論文ページ数の上限は、岡山理科大学紀要Aは1編10ページ、岡山理科大学紀要Bは1編20ページを原則とし、ファイル容量は5MB以下とする。これらの条件を超える場合の受付可否は委員長判断によるものとする。

(変更)

第8条 論文提出後は、第5条に定める場合を除き、内容及び図などの変更、追加は認めない。

(配布)

第9条 紀要の配布は、岡山理科大学学術リポジトリでの無償公開によって代えるものとする。

(著作権)

第10条 投稿された論文の著作権は、岡山理科大学に帰属するものとする。

(責任)

第11条 投稿において、「岡山理科大学研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程」の第3条で定められている不正行為を行ってはならない。

(改廃)

第12条 岡山理科大学紀要投稿要項の改廃は、紀要委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

—中略—

この改正要項は、令和3年3月29日から施行する。